

令和3年7月16日

課外活動団体代表者 各位

統合キャリアセンターSUセンター長

令和3年8月以降の課外活動の制限について（通知）

令和3年8月1日（日）から9月26日（日）までの課外活動については、現在の感染予防対策を講じながら、以下のとおり実施できることとしますので、埼玉大学学生行動指針に従い「感染しない。させない。」ことを第一に考え活動願います。

特に5名以上の構成員による会食及びホームパーティは自粛すること、また、まん延防止等重点措置の要請期間中の宿泊を伴う合宿については中止とします。合宿中止に伴うキャンセル料についての資金援助等は一切ありませんのでご注意ください。

更に、課外活動の前後における行動において、マスクを着用しない状況が多く見受けられるとの報告があります。今一度、基本に立ち返って感染防止対策を徹底するようお願いいたします。

学内外で課外活動を実施した際には、感染時の対応のため、当日に活動した構成員を記録する「活動報告書」等の提出を怠らないようお願いします。また、学外者を学内にて活動させる場合（練習試合等）には、令和3年3月25日付け「埼玉大学構内における学外者の課外活動への参加について（通知）」の手続きを必ず行ってください。

なお、代表者は構成員全員に必ず本通知を周知徹底し、感染防止に努めるようお願いいたします。

○ 令和3年8月1日（日）から8月7日（土）までの課外活動について（現在と同様）

令和3年8月1日（日）～8月7日（土）までの活動は、授業期間中であることから、授業の安全な実施を最優先と考え、学生の密度を下げするため、以下のとおり、平日の活動を一部制限しますのでご理解と協力をお願いします。

(ア) 陸上競技場、グラウンド、体育館及びテニスコートで活動している学生団体について

平日の活動日を制限するため、活動する曜日をあらかじめ以下のとおり設定し、この曜日に割り振られているスペースでの学生団体の活動を許可します。

8月1週目；8月2日（月）～6日（金）：月・水・金

- (イ) 全学講義棟、大学会館、合宿研修所及び課外活動共用施設の貸出スペースで活動している学生団体について

全学講義棟の講義室の貸出は、授業への影響を考え感染リスクを抑えるため中止とします。大学会館、合宿研修所、課外活動共用施設については、平日の活動日を以下のとおり制限したうえで募集し、許可された団体のみ活動を許可します。

8月1週目；8月2日（月）～6日（金）：火・木・金

- (ウ) 占有スペースで活動している学生団体について

占有スペースで活動している学生団体については、平日の活動日を週3日ないし週2日として各団体で自ら制限し活動してください。

○ 令和3年8月8日（日）から9月26日（日）までの課外活動について

令和3年8月8日（日）から9月26日（日）の夏季休業期間中は、現在の感染予防対策を講じながら、活動日を制限しないこととします。ただし、8月13日（金）から19日（木）については、学内の課外活動を一切禁止とします。

○ 学内における学外者の活動（練習試合等）について

学内における学外者の活動は、監督・コーチ及び 2団体以下の他大学の学生を原則とします。

○ 感染状況に変化があった場合について

令和3年9月26日までの間に、新型コロナウイルス感染状況に変化があった場合には、政府や都道府県の動向を踏まえ本学での対応も変更することもありますのでご了承ください。また、令和3年9月27日以降の課外活動については、再度連絡します。

※ 7月末まで期間を延長しておりました新入生勧誘活動の立て看板及びポスターの掲示については、7月末をもって終了しますので適宜撤去するようにお願いします。なお、チラシの配布や対面での勧誘（看板プラカード持ちを含む。）等については、飛沫感染防止のため、引き続き禁止とします。

以上